

**質問その3 ; メールを受け取ったらどうやって保存するのが正しいのですか？**

**答え ; メールや添付ファイル「そのものを」保存してください。**

メール本文、又は添付ファイルで注文書、契約書、領収書や見積書などの取引情報をやり取りすると、その取引情報はデータで保存が必要になります。

具体的には、メール本文に注文や代金領収記録などの取引情報が書かれている場合はそのメールそのものを保存し、添付ファイルで受け取る場合は添付ファイルを保存します。

なお、保存先としては下記になります

- ・パソコンのハードディスク
- ・コンパクトディスク
- ・DVD
- ・磁気テープ
- ・クラウドサービス
- ・ストレージサービス

**【参考 ; 国税庁 HP 「一問一答」 より、もともとの文章】**

問3 電子メールを受信した場合、どのように保存すればよいのでしょうか。

**【回答】**

電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。）を行った場合についても電子取引に該当するため（法25）、その取引情報に係る電磁的記録の保存が必要となります（法7）。具体的に、この電磁的記録の保存とは、電子メール本文に取引情報が記載されている場合は当該電子メールを、電子メールの添付ファイルにより取引情報（領収書等）が授受された場合は当該添付ファイルを、それぞれ、ハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ、クラウド（ストレージ）サービス等に記録・保存する状態にすることをいいます。